

高等部生徒心得（生徒として守り、心掛けること）

本校高等部生徒は、次に示された事柄を守り、社会の一員として自らを高めるよう常に心掛ける。

第1章 規律・礼儀

- 1 本校生徒として誇りを持ち、他者に思いやりを持った言動をする。

第2章 通学

- 1 通学の際は、本校で定められた服装で、交通道德や公衆道德を守る。
- 2 登下校の時刻を守り、安全を心掛ける。
 - (1) 登校時刻…5分前行動を心掛け8時20分までには入室完了する
 - (2) 下校時刻…部活動後の下校時間は別途部活時の活動時間に従う。
部活動などがない日の完全下校時刻は16時55分とする。
 - (3) 進路対策などにおける例外は認めるものとする。
- 3 自転車通学は、本校の自転車通学規定に従い、許可を受け、安全運転に心掛ける。

第3章 校内生活

- 1 学校への出入りは定められた場所を使用し、履き物は定められた靴箱に整頓して入れる。
- 2 登校後は無断で校外に出ない。校外に出る場合には、担任の先生の許可を受ける。
- 3 校内の公共物は大切にし、破損した場合は担任や係の先生に届ける。故意に破損した場合は弁償する。
- 4 学校の備品は許可を得て使用する。
- 5 用事のない教室や準備室には許可なく出入りしない。

第4章 学習

- 1 予習・復習を心掛け、授業中の私語は慎み、他の生徒に迷惑を掛けない。
- 2 定期考査などの試験において、不正行為と思われる行動は絶対にしない。

第5章 校友

- 1 友達を大切にし、お互いの人格を尊重しあうような関係を築き上げる。
- 2 友達同士で金銭や貴重品の貸し借りをしない。
- 3 人の物を黙って使わない。借りた時には使用后すぐに返す。

第6章 校外生活

- 1 夜間の外出は22時までとする。
- 2 危険な場所や次に示す場所へは行かない。また、店を利用する際はルールに従う。
 - (1) 未成年の入場を禁じている施設（パチンコ店・雀荘など）
 - (2) 深夜帯において、青少年保護育成条例に基づき、青少年単独で深夜の出入りを禁じている所（ゲームセンター、カラオケなど）
ただし、条例に基づき午後11時以降（ゲームセンターは午後10時以降）は保

護者同伴でも補導対象となる。

- 3 喫煙・飲酒はしない。また所持しない。その他、法律で禁止されていることはしない。
- 4 外泊は原則として禁止する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、保護者同伴もしくは保護者の許可のもと外泊できるものとする。
- 5 高等部生徒のアルバイトは、別記規則に従う。
- 6 自動車・原付免許取得は、別記規則に従う。

第7章 所持品

- 1 学校発行の身分証明書、障がい者手帳はいつも携帯する。
- 2 『生徒心得』を各自大切に保管する。
- 3 刃物、その他の危険物は所持しない。(ハサミ、カッターは除く)
- 4 必要以外の金銭や学習に必要な品物(週刊誌、マンガの本、遊具など)を学校に持ち込まない。

第8章 携帯電話・スマートフォン

- 1 「携帯電話・スマホ持ち込み許可願」を提出時のみ持込可能とする。
- 2 校内では、携帯電話・スマートフォンの電源を切り、鞆にしまっておく。
- 3 フィルタリング設定をする。
- 4 家庭では、携帯電話・スマートフォンのルールや約束事を作る。
- 5 友達の悪口、かげ口、うわさ話、仲間はずれ等トラブルの原因となる使い方はしない。
- 6 SNS等の不特定多数の人が閲覧できるものに、学校に関わる学習活動や寄宿舎での生活、制服など個人情報がわかるものを載せない。
- 7 友人間で個人情報(写真や住所、連絡先など)を送る場合については、必ず本人の許可を得るものとする
- 8 インターネット上のマナー・モラルを遵守し、誹謗中傷等を行わない。
- 9 SNSで知り合った人とは会わない。
- 10 生活リズムの乱れや昼夜逆転、携帯・スマホ依存症にならないよう、家庭での決まりやルールを守り、トラブルにも巻き込まれないようにする。

※深刻なトラブルが発生した場合は、生徒指導の内規に基づき特別指導を行う場合もある。
トラブルに関わった生徒の携帯電話・スマートフォンは保護者の同意を得て、**保護者預かり**を依頼する。

第9章 服装・容姿

- 1 髪は地毛を基本とし、清潔感があり、健康面や活動面の妨げにならないようにする。
詳細は以下の通りとする。
 - (1) 本科は就職試験や入試にいつでも臨める髪型にする。専攻科は学科における実習の特性上、髪型を自由とする。ただし、清潔感があり、就職試験などにいつでも臨める髪型にする(過度な剃りこみや奇抜な髪形はしない。)
 - (2) 自他の学習の妨げにならないようにする。

(3) 長髪（髪が肩にかかる程度）の場合にはヘアゴムで結ぶ。ヘアゴム・ヘアピンは目立たないものとする。

（パーマ、カール、ヘアカラー等は原則禁止とする。ただし、パーマとヘアカラーにおいては特別な場合において学校及び保護者の許可を得て行うことができる。）

2 化粧、ピアス、マニキュアなどはしない。眉は形を整える程度とし、過度に剃ったり抜いたりしない。

3 全ての教育活動に出席する場合には、本校で定められた服装を守る。

(1) 制服 本校所定の制服を着用するものとする。

(旧制服令和6年度から全文削除します)

高等部	共通	ジャケット	濃紺のテーラードシングル2つボタン
		ネクタイ	格子柄（本科－シルバー、専攻科－赤）
		セーター	本校指定のもの、または白・紺等華美でないものとする
		記章	左襟に校章
		夏上衣	本校指定の校章入りポロシャツ
	1型	スラックス冬	紺のワントックスラックス
		シャツ冬	レギュラーカラーシャツ
		スラックス夏	紺のワントックスラックス
	2型	スカート冬	紺の箱スカート
		ブラウス冬	レギュラーカラーブラウス
		スカート夏	紺の箱スカート

[着用期間]

○夏服… 6月1日～9月30日 ○冬服… 11月1日～5月31日

移行期間・・・夏：5月1日～5月31日、冬：10月1日～10月31日

上記の期間を目安とし、気候や体調に合わせて各自調整する。

(2) 靴 学校生活を送るうえで支障がなく、派手でないものとする。

例：スポーツシューズ、スニーカー、革靴、ローファー等

※判断ができない場合や疑問がある場合は購入前に相談する。

登下校にふさわしい靴を使用すること。

(3) 靴下 就職や入学試験を考慮した派手でない靴下

（冬は黒・紺・ベージュ等単色のストッキング・タイツ・レギンス等も可）

※式典等の行事の時は、黒ソックス、黒タイツまたは黒ソックスとする。

(4) 上履き 学校用のスリッパ・上履きとする。

(5) カバン 派手なデザイン・色のものはさける。

(6) 防寒具

派手でない手袋（軍手も可）

派手でないマフラー（自転車通学生はネックウォーマー）

本校で指定するセーターに類する色・デザインのカーディガン

派手でないジャンパー、コート類

(7) 作業服 理容科の実習、作業等の際には、定められた作業服、靴もしくは派手でない服、体操服を着用するものとする。

第10章 特別な指導・懲戒処分

(1) 学校生活及び社会のルールに反する行動を行った生徒は、高等部及び生徒指導部で協議し、校長の教育的判断の下、特別な指導及び懲戒処分を行う。

- (2) 特別な指導は、説諭と謹慎のいずれかとする。謹慎は学校内謹慎と自宅謹慎とする。
- (3) 懲戒処分は、訓告と停学、退学のいずれかとする。
- (4) 問題行動の繰り返しや重大性がある場合、もしくは特別な指導では教育的効果が期待できない場合には停学又は退学処分とすることがある。
- (5) 特別な指導・懲戒処分を受ける際には、部活動や生徒会活動は原則禁止とし、状況等に応じて現場実習等を中止することもある。
- (6) 生徒の状況、学習進度等を考慮し、職員が協議して指導や処分の内容を決定する。